

(公社)岡山県医師会長
(一社)岡山県病院協会
(一社)岡山県歯科医師会長
(一社)岡山県助産師会長
(各通)

} 殿

岡山県保健福祉部医療推進課長

医療法施行細則に基づく行政手続のオンライン化について

保健福祉行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
岡山県では、県行政のデジタル化について、昨年度、行政手続きの押印が見直され、また、今年度から行政手続きのオンライン化が段階的に進められています。

つきましては、6月10日から医療法施行細則（以下「則」という。）に基づく次の手続きについては、電子申請サービスによるオンラインでの届出等が可能となりましたので、お知らせするとともに、貴会所属の会員への周知方お願いします。

なお、本通知につきましては、県のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

1 該当する手続き

ただし、岡山市、倉敷市に設置されている医療機関、助産所は対象外となっておりますので、御注意願います。

- ・開設許可事項の変更届（則第7条関係 様式第7号）
- ・病院、診療所又は助産所の廃止届（則第13条関係 様式第15号）
- ・診療用放射線照射器具等の翌年使用予定届（則第25条関係 様式第29号）
- ・エックス線装置又は診療用高エネルギー放射線発生装置若しくは診療用粒子線照射装置の廃止届（則第27条関係 様式第31号）

2 岡山県電子申請サービス

URLは次のとおりです。

https://s-kantan.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_initDisplay.action

3 本通知の掲載先

(県ホームページ)

【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>